

令和5年度 厚生労働科学行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

「日常生活における苦勞の有無」による「最終学歴」と「仕事の状況」の差異  
令和4年国民生活基礎調査の結果から

分担研究者 岩谷 力 長野保健医療大学  
研究協力者 北村弥生 長野保健医療大学

研究要旨：本研究では、国連国際障害者統計のワシントン・グループが開発した質問群ショートセット（WG-SS）が「日常生活における苦勞の有無」を示す指標として令和4年国民生活基礎調査に追加された経緯を紹介し、「苦勞あり群」の比率の年齢変化を示した。また、調査で得られた「日常生活における苦勞の有無あり群」と「なし群」の間で、30歳代の回答者において最終学歴と「仕事の状況」を比較し、20～50歳代でも、先行調査結果ほどの差がなかったことを明らかにした。これらの結果から、令和4年国民生活基礎調査では、WG-SS に対して、障害者手帳所持者以外が高齢者に限らずに「苦勞あり」と回答したことが明らかになり、WG-SS を障害者施策の立案と検証に使うことには注意を要することが示唆された。我が国における障害者統計について残された課題は、①WG-SS は障害者統計の国際比較には有効であることから、国連障害者権利条約の政府報告として、年齢調整した「苦勞あり群」の比率、「苦勞あり群」と「なし群」における教育・雇用・世帯収入の差を示すこと、②WG-SS の結果と国民生活基礎調査の「日常生活への影響」等に関連する設問（問5、6、7）の結果との関係を明らかにすること、③質問12（こころの状態）について最終学歴と仕事の状況を示すこと、④期待する回答が得られなかった課題については「調査票の記入のしかた」を修正すること等の対策を検討すること、⑤WG-SS を面接調査で使用し、我が国での実用性を確認すること、⑥障害福祉施策の立案と検証のために有効な障害の指標を検討することであると考える。

## A. 研究目的

本研究では、令和4年国民生活基礎調査で追加された国連国際障害者統計ワシントン・グループの指標で分別した「日常生活における苦勞の有無」により、「最終学歴」と「仕事の状況」にどのような差異があるかを明らかにすることを目的とする。

### 1. ワシントン・グループの指標とは

ワシントン・グループは、障害者の人口に対する比率（障害発生率：disability prevalence）を国際的に比較するための共通指標を2001年から開発してきた<sup>1)～7)</sup>。国により障害の指標が異なるために、1990年に発行された障害者統計便覧（Disability Statistics Compendium）で55か国の障害者統計を比較した際に、障害発生率（disability prevalence）の差

が大きかったことが、指標開発のきっかけと言われている。医療、障害者サービス、障害の定義が国ごとに異なるために、ICF（国際生活機能分類）に基づいた国際標準指標として、2006年にWG-SS（ワシントン・グループのショートセット）6項目が確定された。

また、2006年に採択された国連障害者権利条約では、締結国に多様な分野での障害の有無による格差の是正と、障害者政策立案と評価のために障害者統計を整備することを求めており、障害者統計にワシントン・グループの指標を使うことが推奨されている。

## 2. 国内でのワシントン・グループの指標使用の経緯

国内の障害者統計の充実は、障害者政策委員会での議論<sup>8)</sup>、第4次障害者基本計画<sup>9)</sup>、障害者の安定雇用・安心就労の促進を目指す議員連盟（略称、インクルーシブ雇用議連）からの提言書<sup>10)</sup>等で指摘された。内閣府は「障害者統計の充実に係る調査研究」を行い、①障害者手帳所持者等の我が国の障害者サービス対象者の捕捉率は、欧州委員会EUの欧州統計局Eurostatの指標(MEMH: Minimum European Health Module)で29.8%、WG-SSで24%であったこと、②WG-SSは障害種別（視覚、聴覚、肢体不自由）を特定できることに有意性があることを示した<sup>11)</sup>、③WHO-DAS (Disability Assessment Schedule)は「障害者」の定義がないことが確認された。この調査には、WG-SS Enhancedから不安2項目、憂鬱2項目の設問も使用され単純集

計結果は公表されたが、WG-SS Enhancedによる障害福祉サービス利用者の捕捉率を算出することはなかった。この後、令和3年社会生活基本調査（総務省）ではEUの指標が問7および問8として追加された（図1）。社会生活基本調査でEUの指標が使われた理由を、「生活時間調査では『EU統一生活時間調査（HETUS）2018ガイドライン』で示されている設問形式を参考とし、統計の充実及び国際比較可能性の向上に資することからおおむね適当である」と統計委員会は諮問に回答している<sup>12)</sup>。

また、令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）ではWG-SS（6項目）が（図2、健康票問8）、令和4年生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）ではWG-SS Enhanced（10項目）が追加された（問13）。

6 ふだんの健康状態  
 ・ふだんの生活への影響の有無などにより もっとも当てはまるものを記入してください

良	まあ良い	ふつう	あまり良くない	良くない
○	○	○	○	○

10~14歳の人      15歳以上の人

4ページ 21欄へ      右段 7欄へ

**7 慢性的な病気や長期的な健康問題**  
 ・慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます

慢性的な病気や長期的な健康問題  
 あ  な   
 (「ある」「ない」にかかわらず 8欄に記入してください)

**8 日常生活への支障の程度**  
 ・心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください  
 ・もっとも当てはまるものを記入してください

日常生活に  
非常に支障がある  
支障は  
6か月以上  
継続している

日常生活に  
ある程度支障がある  
支障は  
6か月以上  
継続している

日常生活に  
支障はない  
支障は  
6か月以上  
継続していない

**9 ふだん介護を受けていますか**  
 ・介護とは 日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際の手助けや  
 洗濯・掃除などの家事援助などを行うことをいいます  
 ・介護には 介護保険法における要介護認定や 障害者総合支援法における  
 障害支援区分の認定を受けていない人に対する介護も含めます  
 ・一時的な病気などに対する介護は除きます

(当てはまるものすべてに記入してください)

自宅に住んでいる  
人から受けている  
月に  
3日以内

自宅外に住んでいる  
人から受けている  
(親族 訪問介護・デイサービスなど)  
週に1日 週に2日 週に3日 週に4~5日 週に6日以上

介護を  
受けていない

次の21欄からページの24欄までは  
1. 各項目について、次の1年間(令和2年10月20日～令和3年10月19日)の行動について記入してください

**21 学習・自己啓発  
活動について**

	(1) どの程度に利用しましたか ほとんど利用しませんでした (1) 2 (2) 3 (3) 4	(2) どの程度に利用しましたか ほとんど利用しませんでした (1) 2 (2) 3 (3) 4	(3) どの程度に利用しましたか ほとんど利用しませんでした (1) 2 (2) 3 (3) 4
仕事・学習以上を行うための知識・教養を高めるための仕事に必要とされる資格取得を怠りたくないという目的としたものを受講したことがありますか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
職業・学生が求める資格・検定・試験を受験したことがありますか	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
英語以外の外国語	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
パソコンなどの情報処理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
商業実務・ビジネス関係	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
介護関係	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
家庭・教育 健康・医療・福祉関係など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
人文・社会・自然科学 関係の講座・研修など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
芸術・文化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他 (1)に該当しない学習活動	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

図1 社会生活基本調査(総務省)で障害に関して追加された設問(6, 7, 8)と生活時間に関する設問

**質問8** 次の(ア)から(カ)の質問について、日常生活で苦労していることについて、6つの項目それぞれのあてはまる番号1つに○をつけてください。

	苦労はあり ません	多少苦労 します	とても苦労 します	全く出来 ません
(ア) 眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦労はありますか。	1	2	3	4
(イ) 補聴器を使用しても、聞き取りにくいといった苦労はありますか。	1	2	3	4
(ウ) 歩いたり階段を上るのが難しいといった苦労はありますか。	1	2	3	4
(エ) 思い出したり集中したりするのが難しいといった苦労はありますか。	1	2	3	4
(オ) 身体を洗ったり衣服を着るような身の回りのことをするのが難しいといった苦労はありますか。	1	2	3	4
(カ) 通常の言語をつかっただけのコミュニケーション(たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることなど)が難しいといった苦労はありますか。	1	2	3	4

12歳未満の方は質問終了です。12歳以上の方は続けてお答えください。

図2 国民生活基礎調査(厚生労働省)で障害に関して追加された設問(問8)

3. 国民生活基礎調査にワシントン・グループの指標が使われた際の議論

社会生活基本調査と国民生活基礎調査は統計法による調査であるため、担当省庁からの案は統計委員会(総務省)および同人口・社会統計部会で審議された。調査実施予定の令和4年に先立ち、令和元年の内閣府調査の後、令和3年の3月に調査票の新旧対照表(案)が担当省庁から提出され、5月から7月に人口・社会統計部会と統計委員会で審議が行われた。令和4年国民生活基礎調査の調査票の新旧対照表(案)では、サプリメントの摂取に関する設問が割愛され、それに代わってWG-SSの追加が示された<sup>13)</sup>。第二著者は、人口・社会統計部会での審議に審議協力者として参加したため、WG-SSが追加された経緯と残された課題を紹介する。

1.1 類似の設問との重複

第一に、統計委員会人口・社会統計部会で課題になったのは、他の類似設問との内容の重複であった<sup>14)</sup>。すでに、「日常生活への影響」等に関する設問3問(質問5, 6, 7)は採用されていることから、WG-SSから得られる結果が同等であれば回答者に負担をかけるだけだからである。

「日常生活への影響」の結果は「健康寿命」を算出する際の必須のデータとして用いられており、時系列的な比較のために継続する必要があることが指摘された。一方、国際障害者権利条約により新たにワシントン・グループの設問に準拠する指標を使う要請があったことから、WG-SSの追加が認

められた。WG-SS では障害種別による差異が新たに明らかになることが審議協力者から説明された。また、審議協力者は、WG-SS の結果公表では、年齢層と性別による比較を示す必要があることを指摘し、結果公表に反映された<sup>15)</sup>。

参考までに付け加えると、「日常生活への影響」に関する設問から得られる「健康寿命」は「健康日本 21」（平成 24 年 7 月 10 日厚生労働大臣告示）をはじめ「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）において、健康寿命の延伸目標が掲げられ、政策上極めて重要なニーズがある調査事項と考えられている。

## 1.2 対象者の年齢

第二の課題は、対象者の年齢設定であった。WG-SS は 6 歳以上を対象年齢としているため、国民生活基礎調査でも 6 歳以上を対象者とした。障害発生率の国際比較では対象年齢に注意する必要がある。

例えば、米国の国民健康面接調査 National Health Interview Survey の対象年齢は 18 歳以上である。

ワシントン・グループは子どもに対しては、主たる養育者が回答する「子ども機能モジュール Child Functioning Module (CFM)」を別に開発した<sup>4)</sup>。CFM は 2 歳以上 5 未満と 5 歳以上 18 歳未満の 2 つの設問群から構成される。2 歳未満の子どもは障害がなくても生活機能には制限が多いとされ、WG-SS でも CFM でも対象とされない。しかし、就学以前の子どもの早期介入や障害を引き起こす環境モニタリングのためには、0 歳から 5

歳（あるいは 2 歳）までの障害発生率および生活における格差を示す必要があることは、先天性障害関係組織等から指摘されている。

## 1.3. 翻訳

第三の課題は審議協力者から提出された「翻訳」であった。審議協力者は直訳の仮訳を発表してきたが<sup>1~6)</sup>、国民生活基礎調査の原案は令和元年内閣府調査で使われた翻訳であった。そこでは、原文の「climbing（上る）」は「上り下り」となり、「dressing（着る）」は「着脱」となり、「washing body（身体を洗う）」は「入浴」となっていた。国際比較のためには原文に忠実なことが望まれるため、審議を経て、「climbing」は「上る」、「dressing」は「着る」、「washing body」は「体を洗う」と修正された。

また、「調査票の記入の仕方」に、①「苦労」は支援器具や介助者がいない場合で回答すること、②期間は特定せず「普通」の状況について回答すること、③眼鏡にはコンタクトレンズも含まれること、④階段を下ることも含まれること、⑤「身体を洗ったり・・・」には入浴や着衣の準備も含むこと、⑥通常の言語とは母国語や手話も含むことを記載した。

しかし、国内の対象者が選択肢を含めて設問を意図されたように受け取るかどうかの調査は十分に行われていない。国民生活基礎調査で使用された設問が当面は、WG-SS の日本語訳として使用されると推測されるが、訳文の確定は依然として課題である。例えば、平成 23 年「生活のしづらさなどに関する調査」で、初めて

ワシントン・グループの指標を参考に対象者の指定をしたところ、聴覚障害者の回答が顕著に減少した<sup>16)</sup>。ただし、平成28年同調査では聴覚障害者の回答は回復した<sup>17)</sup>。令和4年「生活のしづらさなどに関する調査」の最終調査票を用いて予備的に調査した結果、「選択肢の『多少苦勞します』はろう者にはわかりにくい」等の意見が出された。

ワシントン・グループ事務局は各国の翻訳を注視し、ガイドラインを作成した<sup>18)</sup>。日本語訳では問題にならないが、中国語、スペイン語、ポルトガル語のように複数の国や領域で使用される言語の場合は、複数の中国語訳、スペイン語訳、ポルトガル語訳がすでに作成されており、ワシントン・グループ事務局が集積して検討を継続する方針である。日本国内でも外国語訳を使用する場合には、ワシントン・グループ事務局に問い合わせることが推奨される。

## B. 研究方法

令和4年国民生活基礎調査の公表結果(e-Stat<sup>15)</sup>)から、6項目のひとつでも「日常生活における苦勞の程度」(健康票質問8)の「全くできません」または「とても苦勞します」と回答した者を苦勞あり群、すべての項目に「多少苦勞します」と「苦勞しません」を回答した者を苦勞なし群として、①年齢階層別の苦勞あり群の比率、②6つの項目別・性別の苦勞あり群の比率、③6つの項目別の不詳率、④機能障害の有無と最終学歴(世帯票質問10)との関係、⑤苦勞の有無と仕事の状況(世帯票質問13)との関係を集計した。

本研究では、公表値を解析した。国際比較のためには、人口の年齢構成に合わせた年齢調整が求められているため、国連障害者権利条約の報告では年齢調整することが望ましい。調整方法は2023年4月に、WG事務局から提示されている。

## C. 研究結果

### 1. 年齢別の生活における苦勞の発生率

苦勞あり群は全体では11.6%であった。年齢別にみると、6歳以上9歳までが最も低く4.6%、10歳以上49歳までは各年齢階層で6%程度、50歳代から増え始めて、70歳代前半で12.0%、80歳代前半で29.5%、85歳以上では50.7%であった。

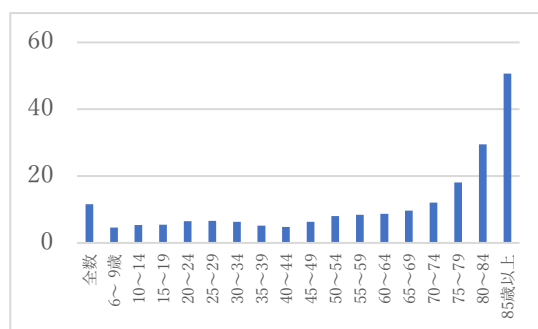


図3 WG-SSによる苦勞あり群の発生率(6項目総合)

### 2. 機能項目別・性別による日常生活における苦勞の発生率

図4には、WG-SSの6項目と全体について苦勞あり群の比率を性別で示した。

「苦勞あり群」の発生率は、多い順に歩行、6.9%、記憶・集中4.3%、視覚4.1%、身体を洗う・衣服を着る3.5%、聴覚3.5%、コミュニケーション3.5%であった。

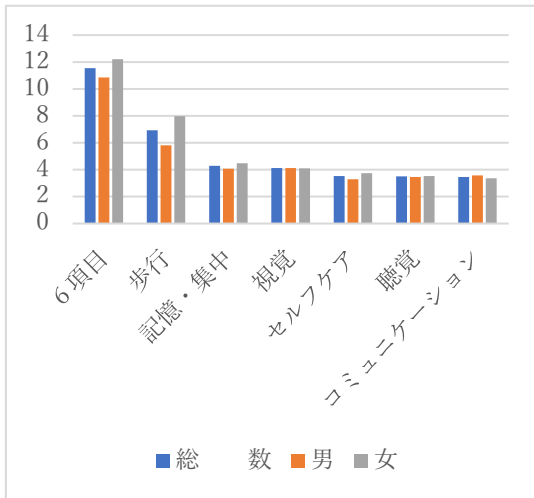


図4 WG-SSによる苦勞あり群の発生率 (機能項目別・性別)

### 3. 最終学歴

図5に、教育の設問（世帯票の質問10）を示した。表1と図6に、30歳代の回答者について、6項目の苦勞について「苦勞あり群」と「なし群」の間で最終学歴が大学卒業の人の割合を比較した。6種類の苦勞全てにおいて、苦勞あり群となし群の間に差があった。

図5 令和4年国民生活基礎調査（世帯票）の設問 質問10 教育

表1 30歳代の回答者における苦勞の有無と最終学歴の関係

	苦勞	人数 (千人)	大学卒業 (%)
視覚	無	3343	34.7
	有	84	14.4
聴覚	無	3347	34.8
	有	63	10.8
歩行	無	3353	34.8
	有	70	12.0
記憶	無	3330	34.6
	有	91	15.6
セルフケア	無	3355	34.9
	有	65	11.1
コミュニケーション	無	3333	34.6
	有	90	15.4

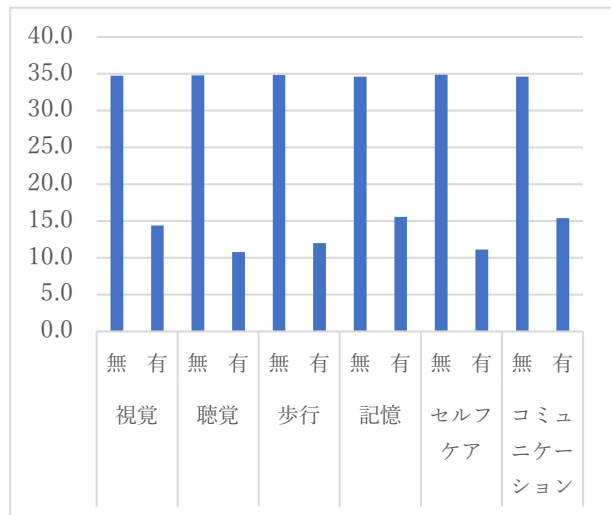


図6 苦勞あり群となし群の比較：「30歳代の大学卒業者の割合

### 4. 仕事の状況（質問13）

図7に仕事の状況に関する設問を、図8に、25歳から64歳までで「仕事あり」と回答した者は「苦勞あり群」では71.1%、「なし群」では83.5%であったことを示した。図9では、25歳から59歳までで「一般常雇者」と回答した者は、「苦勞あり群」では55.7%、「なし群」では67.5%であること

を示した。

<p><b>質問13 6月中の仕事の状況</b></p> <p>収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。</p> <p>兼職で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は「仕事なし」とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。</p>	<p><b>仕事あり</b></p> <p>1 主に仕事をしている</p> <p>2 主に家事で仕事あり</p> <p>3 主に通学で仕事あり</p> <p>4 その他</p>	<p><b>仕事なし</b></p> <p>5 通学</p> <p>6 家事</p> <p>7 その他</p> <p>(質問18へ)</p>
<p><b>質問14 1週間の就業日数等</b></p> <p>5月16日(月)～22日(日)の1週間に実際に仕事をした日数と時間をお答えください。なお、複数の仕事をした場合は、すべての合計をお答えください。</p> <p>【就業日数】 1週間の仕事をした日数 [ ] 日</p> <p>【就業時間】 1週間の就業も含めた総時間 [ ] 時間</p>		
<p><b>現在の主な仕事について</b></p> <p>質問15 就業開始時期 主な仕事について、その仕事についての時期をお答えください。</p> <p>1 大正 3 平成 [ ] 年 [ ] 月</p> <p>2 昭和 4 令和 [ ] 年 [ ] 月</p>		
<p>質問16 仕事の内容(職業分類) 主な仕事について、お答えください。</p> <p>01 管理的職業従事者 07 農林漁業従事者 02 専門的・技術的職業従事者 08 生産工程従事者 03 事務従事者 09 輸送・機械運転従事者 04 販売従事者 10 建設・探検従事者 05 サービス職業従事者 11 運搬・清掃・包装等従事者 06 保安職業従事者 12 分類不能の職業</p>		
<p>質問17 勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。</p> <p>01、02、03、04と答えた方は、<b>補問17-1、17-2</b>をお答えください。</p> <p>01 一般雇員(契約期間の定めのない雇員) 02 一般雇員(契約期間が1年以上の雇員) 03 1年以上1年未満の契約の雇員 04 日労又は1月未満の契約の雇員 05 会社・団体の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者(自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他</p> <p>(質問終了です。)</p>		
<p>補問17-1 勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。</p> <p>1 正統の職員・従業員 2 ハート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 嘱託社員 6 嘱託 7 その他</p>		

図7 令和4年国民生活基礎調査(世帯票)の設問 質問13 仕事の状況

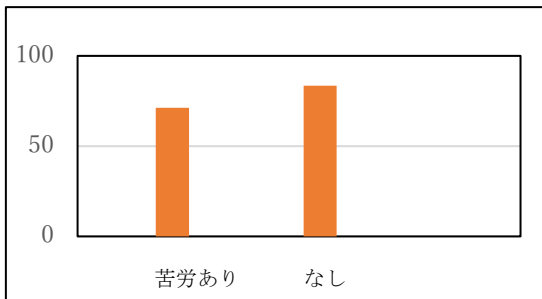


図8 苦勞あり群となし群の比較:「仕事あり」の回答率(25~64歳)

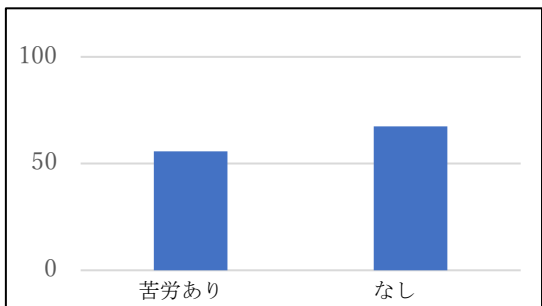


図9 苦勞あり群となし群の比較:「一般常用雇用」の回答率(25~59歳)

## D. 考察

### 1. 日常生活における苦勞の発生率

日常生活における苦勞の発生率は11.6%でWHOが指摘する障害発生率15%に近い値となった。しかし、本調査結果を年齢調整すると、さらに発生率は減少すると予測される。米国でも年齢調整したWG-SSによる障害発生率は18歳以上で7.2%と報告された<sup>19)</sup>。

一方、令和3年社会生活基本調査では障害発生率は13.4%で、同じ指標を使っているEU27か国の障害発生率25.2%の半分程度と低いことが示されている<sup>20)</sup>。指標の種類及び調査の設計により障害発生率は異なることが示されたと考えられる。

ワシントン・グループは、WG-SSによる苦勞の発生率は国際比較のための「障害発生率」であり、国内施策の立案と検証のために用いることに注意喚起している。

WG-SS 6項目では、上肢機能、知的障害、精神障害が捕捉されないことは以前から指摘されている。そこで、近年のワシントン・グループの年次会合での発表では、上肢機能2項目、不安2項目、憂鬱2項目を加えたWG-SS Enhancedの使用が増えている。長野県飯山市の障害者手帳所持者を対象とした調査では(有効回答589)、WG-SSに不安の頻度と憂鬱の頻度を加えた8項目のどれかに「苦勞があった者」は66.5%であり<sup>21)</sup>、障害者手帳所持者の捕捉率は2.8倍であった。

精神障害、知的障害、発達障害に対応する「精神衛生および心理社会的モジュール」

の開発も継続されており、ワシントン・グループによる指標の開発を今後も注視しながら国内の障害者統計を充実させることが期待される。

## 2. 年齢区分

日常生活における苦勞の有無と教育・雇用に関して公表された表では、年齢区分の最大区切りを 85 歳とした。しかし、苦勞の発生率は 80 歳以上が 70 歳代の 2 倍以上であったことから、今回の調査では、80 歳代、90 歳代、100 歳代を分けて結果を示せるように最大区切りを 100 歳にすることを提案する。高齢化の進行で超高齢者層の人数が増えることに応じて、年齢区切りの上限を 100 歳にすることは多様な場面で有意義と考える。

## 3. 日常生活における苦勞の有無による教育および雇用の格差

日常生活における苦勞の有無による教育と雇用の格差は、これまでの障害者の教育及び雇用状況の調査結果および実感よりも少なかった。例えば、30 歳代の回答者で最終学歴が大学であったのは、視覚に苦勞あり群 34.7%、なし群 14.4%で差はあったが、高等教育機関における障害学生在籍率は 1.53%と報告されていることに比較すると差は小さかった<sup>22)</sup>。

「仕事の状況」についても、勤勞年齢では、「仕事有」「一般常用雇用」の両者ともに「苦勞あり群」と「なし群」の差は、これまでに知られているよりも小さかった。例えば、平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査で、「日中の過ごし方の状況」で、正職員、正職員以外、自営業を併せた回答

は 37.3%であった<sup>23)</sup>。

格差が少なく示された理由は、障害者手帳所持者以外が「苦勞あり」と回答したことによると考えられる。老化を「苦勞あり」と回答することは予測されたが、30 歳代および 20~50 歳代でも障害者手帳所持者以外が「苦勞あり」と回答したことは予想外であった。

また、障害者手帳所持者は認定基準で障害を定義しているために、「苦勞」という主観的な聞き方を障害と認識していなかった可能性がある。制度が定める「障害」と広義の障害の違い及び調査が目的としていることを、障害者手帳所持者を含めた対象者に啓発する必要があると考える。

さらに、障害者手帳所持者の調査参加が少なかった可能性も懸念される。調査票の形態がアクセシブルでないこと、調査の意味が伝わっていないことが理由であると推測される。

令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査結果の二次解析により、WG-SS の回答と障害者手帳所持状態の関係を精査することで、国民生活基礎調査で、障害者手帳所持者のどの程度が WG-SS に「苦勞あり」と回答したかを推測することができる<sup>24)</sup>と考える。

また、面接調査を試行することで、障害者手帳所持で WG-SS に「苦勞なし」と回答する人、障害者手帳非所持で WG-SS に「苦勞あり」と回答する人の属性を明らかにすることも有効である。そのうえで、国民生活基礎調査での「苦勞あり群」を国際比較のための「障害あり群」と考えてよいのかが判断される。



#### 4. クロス集計の項目

令和4年国民生活基礎調査の結果が公表された後に、障害者団体および障害者政策委員会からは「日常生活における苦勞の有無」と世帯収入との関係を公表することが求められた<sup>24,25)</sup>。令和4年国民生活基礎調査の設計段階で要望されてされたのは「苦勞の有無」と教育と雇用の関係性を示すことまでであったため、令和4年国民生活基礎調査における「日常生活における苦勞の程度」と世帯収入の関係は二次解析で示されることが期待される。

ワシントン・グループでは、令和5年の年次会議で、各国に障害の有無による基本的な比較項目の提示（教育、雇用、世帯収入）がなされた<sup>7)</sup>。この方針を受けて、国連障害者権利条約の報告でも、障害の有無と教育、雇用、収入に関する統計は各国から提出されることが予測される。この様式に当てはめた情報を準備するのであれば、次回の国民生活基礎調査の結果公表には「日常生活における苦勞」の程度と世帯収入の関係を追加することは検討の価値があると考ええる。

#### 5. 調査方法

WG-SS は面接調査で行われることを前提としており、苦勞の程度を選択する際に、訓練を受けた面接者は統一した判断ができる。これに対し、国民生活基礎調査は自記式であるために、回答者は想定と異なる判断をする可能性があることは残された課題である。令和4年国民生活基礎調査では、複数の選択肢を回答した場合には「不詳」に分類された。不詳率は全体で1.5%であり大きな問題になるほどではないが、より適切な

対応を講じることは有意義であると考ええる。複数の選択肢が選ばれる例では、状況に波がある場合、環境により苦勞の状況が異なる場合が考えられる。令和7年国民生活基礎調査ではオンライン回答が可能になるため、不適切な複数選択をした段階で注意喚起できることが期待される。想定に沿った回答を得るために、他には、「調査票の記入のしかた」において、「程度の選択では、状況に波がある場合は最も悪い状況を、環境により苦勞の状況が異なる場合は日常生活の環境での状況お答えください」等の説明を加えていくことが解決策になると考えられる。また、WG-SS の意味についての啓発も行政だけでなく障害者団体を含めた多様な立場から行うことが期待される。

#### 6. 残された検討課題

調査結果に関する残された検討課題として、①国民生活基礎調査健康票の質問5（日常生活への影響）と「苦勞の程度」の関係を示すこと、②国民生活基礎調査健康票の質問12（こころの状態）について、最終学歴と仕事の状況を示すことがある。後者では、WG-SS が捕捉しにくい精神障害の有無に関して教育と雇用の格差を示すことが期待される。

また、令和4年度の国民生活基礎調査の集計結果で違和感がある事項については、期待する回答が得られたかを確認し、「調査票の記入のしかた」で課題を修正することが望まれる。具体的には、選択肢の単一回答と「苦勞」の解釈である。

7. 他の基幹統計での障害に関する設問  
障害者団体は、国連障害者権利条約権利委

員会による総括所見は「他の基幹統計、例えば、国勢調査、労働力調査、学校基本調査等にも障害設問を組み込むこと」を求めていると解説している<sup>26)</sup>。しかし、直ちに他の基幹統計にWG-SSを組み込むのではなく、障害者手帳所持者等がWG-SSにどのように回答したかを明らかにしてから、基幹統計の特性にあわせた障害の指標を選択することが適切と考える。現段階では、WG-SSによる「苦労あり群」の属性及び障害者手帳所持者との関係が明らかになっていないからである。また、ワシントン・グループはユニセフと協働して、教育環境に関しては主たる養育者が答えるインクルーシブ教育環境の指標を開発し、現在、インクルーシブ教育環境の指標の教師版を開発中である。労働力に関しては、ILOと協働して労働環境モジュールを開発した。今後、我が国の基幹統計に障害に関する設問を追加するのであれば、国勢調査にはWG-SS 6項目あるいは4項目の簡易版が、国民生活基礎調査にはWG-SS Enhanced 12項目あるいはWG-SS 6項目に上肢機能の2項目と「精神衛生と心理社会的モジュール」（開発中）の活用が、学校基本調査にはインクルーシブ教育環境の指標の教師版（開発中）が、労働力調査には労働環境の指標が候補になると考えられる。

## E. 結論

本稿では、国連国際障害者統計のワシントン・グループが開発した質問群ショートセット（WG-SS）が「苦労の程度」を示す指標として令和4年国民生活基礎調査に追加された経緯を紹介した。令和4年国民生活基礎調査で得られたWG-

SSによる「苦労あり群」と「なし群」の間で、最終学歴と仕事の状況を比較した。その結果、20～50歳代でも、予想されたほどの差がなかったことを明らかにした。

これらの結果から、WG-SSでは障害者手帳所持者以外が「苦労あり」と回答した可能性があり、障害者統計の国際比較には有効であっても、障害者施策の立案と検証にWG-SSを使うことには注意を要することが示唆された。

WG-SSは国際指標としては確立しているため、国連障害者権利条約の政府報告としては、①年齢調整したWG-SSによる苦労あり群の発生率（障害種別、年齢別、性別表示）と、「苦労あり群」となし群の間での教育・雇用・世帯収入の比較を準備することは検討価値があると考えられる。将来的には、精神障害と知的障害を捕捉する指標に置き換わるために、国連ワシントン・グループの活動を注視することが期待される。

令和4年国民生活基礎調査について残された課題は、①WG-SSの結果と国民生活基礎調査の関連項目（質問5, 6, 7）の結果との関係、②質問12（こころの状態）について最終学歴と仕事の状況を示すこと、③回答結果の不審点の一部を「調査票の記入のしかた」で課題を修正することであると考えられる。これらの結果を踏まえ、さらにWG-SSを面接調査で使用して我が国での実用性を検証した後に、障害福祉施策の立案と検証のために有効な障害の指標を検討することが望まれる。

## F. 研究発表

北村弥生. 障害設問を取り入れた国民生活基礎調査の結果と今後の課題. 日本障害フ

オーラム (JDF) 政策委員会 ミニ学習会.  
2023. 9. 19.

北村弥生. 障害者統計について～. 第 45 回  
総合リハビリテーション研究大会.  
2023. 11. 10.

北村弥生. 国民生活基礎調査で障害者の統計  
が始まった意味. 全要研ニュース.  
2023. 11.

藤井克徳, 田中伸明, 北村弥生. 鼎談 権  
利条約がもたらしたものともらすもの:  
障害者統計について. 第 45 回総合リハビリ  
テーション研究大会報告書. (印刷中)

#### 引用文献

1. 北村弥生. 国連の障害統計に関するワ  
シントン・グループの設問による調査  
の動向. リハビリテーション研究.  
153: 24-27. 2012.
2. 北村弥生. 障害者に関する統計の動向  
(第 2 回) 障害統計の国際動向 : 国連国  
際障害統計に関するワシントン・グル  
ープ会議. リハビリテーション研究.  
170. 2017.
3. 北村弥生. 国連の障害統計に関するワ  
シントン・グループの取り組み. ノー  
マライゼーション. 36(422), 2016.  
[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese  
/prdl/jsrd/norma/n424/n424005.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n424/n424005.html)
4. 北村弥生, 江藤文夫. 国連国際障害統  
計に関するワシントン・グループ会議  
第 16 回会議までの成果. 厚生労働行政  
推進調査事業「身体障害者の認定基準  
の今後のあり方に関する研究」平成  
26-28 年度総合研究報告書. 2017.
5. 北村弥生. 国連国際障害統計に関する  
ワシントン・グループ : 第 17 回から第

20 回年次会合までの成果を中心に. 厚  
生労働行政推進調査事業「現状の障害  
認定基準の課題の整理ならびに次期全  
国在宅障害児・者等実態調査の検討の  
ための調査研究」令和 2 年度総括・分  
担研究報告書. 2021.

6. 岩谷力, 今橋久美子, 北村弥生. 国連  
国際障害統計に関するワシントン・グ  
ループ第 21 回及び第 22 回年次会合の  
概要. 厚生労働行政推進調査事業「現  
状の障害認定基準の課題の整理ならび  
に次期全国在宅障害児・者等実態調査  
の検討のための調査研究」令和 4 年度  
総括・分担研究報告書. 2023.
7. 岩谷力, 北村弥生. 国連国際障害統計  
に関するワシントン・グループ第 23  
回年次会合の概要. 厚生労働行政推進  
調査事業「現状の障害認定基準の課題  
の整理ならびに次期全国在宅障害児・  
者等実態調査の検討のための調査研究  
」令和 5 年度総括・分担研究報告書.  
2024.
8. 内閣府. 障害者政策委員会(第 28 回)  
議事録. 2015.
9. 内閣府. 第 4 次障害者基本計画(2018-  
2022). 2018.
10. 障害者の安定雇用・安心種朗の促進を  
目指す議員連盟(略称、インクルーシ  
ブ議連). 2019 年度予算概算要求に向  
けた提言～障害者施策の基礎となる統  
計調査の整備の充実～. 2018.
11. 野村総合研究所. 令和元年度障害者統  
計の充実に係る調査研究事業報告書.  
P. 43. 2020.
12. 統計委員会. 諮問第 144 号の答申 社会  
生活基本調査の変更について(案). 第

- 159 回統計委員会 資料 1-1. 2021.
13. 厚生労働省. 2022 (令和 4) 年国民生活基礎調査新旧対照表 (案) 資料 2-3. 社会保障審議会統計分科会 資料 2-3. 2021. 3. 11.
14. 統計委員会. 諮問第 152 号の答申 国民生活基礎調査の変更について. 統計委第 14 号. 令和 3 年 7 月 30 日
15. 総務省統計局. e-Stat. 令和 4 年国民生活基礎調査. 表番号 11: 世帯人員 (6 歳以上), 日常生活における 苦労・性・年齢 (5 歳階級) 別、表番号 35: 世帯人員 (15 歳以上), 日常生活における 苦労・教育・性・年齢 (5 歳階級) 別、表番号 36: 世帯人員 (15 歳以上), 日常生活における 苦労・仕事の有・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無・性・年齢 (5 歳階級) 別  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450061&tstat=000001206248&cycle=7&tclass1=000001206254&tclass2val=0>
16. Golden, C. WG Country Reports: Reported COVID and Disability Data Collection Activities. The 20th Washington Group Meeting, 2020.
17. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部. 平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 結果. 2013.
18. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部. 平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 結果. 2018.
19. Washington Group on Disability Statistics. WG Tools Translations Proposal for Changes in Dissemination Practices. 2023.
20. Weeks, J. Session 6: WG Standard, Analytic Country Reports on Disability, 23<sup>rd</sup> Annual Meeting of the Washington Group on Disability Statistics. 2023.
21. 林玲子. 社会生活基本調査による障害率の分析. 『超長寿社会における人口・経済・社会のモデリングと総合分析』2022 年度報告書, 所内研究報告第 101 号, 国立社会保障・人口問題研究所: 89-99. 2023.
22. 北村弥生ほか. 障害者手帳所持者における 国連国際障害統計ワシントン・グループの指標の選択状況. 厚生労働行政推進調査事業「現状の障害認定基準の課題の整理ならびに次期全国在宅障害児・者等実態調査の検討のための調査研究」令和 2 年度総括・分担研究報告書. 2021.
23. 日本学生支援機構. 令和 4 年度 (2022 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査. 2023.
24. 日本障害者フォーラム. 統計及び資料の収集 (31 条). 障害者権利条約 総括所見のポイント解説. 2023.
25. 藤井克徳, 田中伸明, 北村弥生. 鼎談 権利条約がもたらしたものともたらさぬもの: 障害者統計について. 第 45 回総合リハビリテーション研究大会報告書. (印刷中)
26. 内閣府. 第 77 回障害者政策委員会議事録, 2023.